

令和元年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和元年9月26日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 4 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1
同 意 第 4 号	教育委員会委員の任命について【説明書参照】	5

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月26日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

1 平成31年2月22日発生の事故

(1) 損害賠償額 金36,608円

(2) 事故内容

ア 発生場所 安城市和泉町地内

イ 経過 上記地内の和泉保育園駐車場において、相手方車両が、未舗装の地面に露出した金属片等の突起物を踏んだもの

(3) 相手方の損害の程度 左の後輪の損傷

(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和元年9月10日専決

安城市長 神谷 学

2 平成31年4月26日発生の事故

(1) 損害賠償額 金8,910円

(2) 事故内容

ア 発生場所 安城市和泉町地内

イ 経過 上記地内の和泉保育園駐車場において、相手方車両が、未舗装の地面に露出した金属片等の突起物を踏んだもの

(3) 相手方の損害の程度 右の後輪の損傷

(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和元年9月10日専決

安城市長 神谷 学

3 令和元年5月8日発生の事故

(1) 損害賠償額 金9,375円

(2) 事故内容

ア 発生場所 安城市和泉町地内

イ 経過 上記地内の和泉保育園駐車場において、相手方車両が、未舗装の地面に露出した金属片等の突起物を踏んだもの

(3) 相手方の損害の程度 右の後輪の損傷

(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和元年9月10日専決

安城市長 神谷 学

4 令和元年5月10日発生の事故

(1) 損害賠償額 金10,000円

(2) 事故内容

ア 発生場所 安城市和泉町地内

イ 経過 上記地内の和泉保育園駐車場において、相手方車両が、未舗装の地面に露出した金属片等の突起物を踏んだもの

(3) 相手方の損害の程度 左の後輪の損傷

(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和元年9月10日専決

安城市長 神 谷 学

同意第4号

教育委員会委員の任命について

令和元年9月30日をもって教育委員会委員船尾恭代が任期満了となるので、後任として次の者を任命したい。

上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和元年9月26日提出

安城市長 神谷 学

記

久 恒 美 香
昭 和 年 月 日 生